

第六十二号議案

正する条例
東京都市計画事業篠崎駅西部土地区画整理事業施行規程の一部を改

右の議案を提出する。

令和八年六月十二日

提出者
江戸川区長
齊藤
猛

東京都市計画事業篠崎駅西部土地区画整理事業施行規程の一部を改正する
条例

東京都市計画事業篠崎駅西部土地区画整理事業施行規程（平成十六年十二月江戸川区条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一東京都市計画事業篠崎駅西部土地区画整理事業（篠崎町七丁目四番、五番、八番及び九番）の項を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

篠崎駅西部地区における土地区画整理事業二地区のうち、一地区の土地区画整理事業が完了したことにより、当該地区に係る規定を削除する必要があるため、本案を提出いたします。